

## 町有財産売買契約書

町有財産の売買について、売出人七戸町（以下「発注者」という。）と小又石次（以下「受託者」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 発注者は、その所有する仕様書に掲げる物件を受託者に売り渡し、受託者は、これを買受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金35,805円（消費税および地方消費税の3,255円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除するものとする。

（売買代金の支払い）

第5条 受託者は、発注者に対して、発注者の発行する納入通知書により第3条に定める売買代金を、定められた納入期限までに支払わなければならない。

2 受託者は、前項の期限までに売買代金を支払わなかったときは、当該期限の翌日から支払いをする日までの期間の日数に応じ、その未払代金について年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を、遅延利息として発注者に別途支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、受託者が第3条に定める売買代金を完納した時に受託者に移転するものとする。

（売払物件の引渡し）

第7条 発注者は、売買物件の所有権が移転した後、両者が引渡しの日時を協議した上で、当該物件をその所在する場所において引渡すものとする。

2 受託者は、当該物件の受領書を引渡しと同時に発注者に提出するものとする。

3 受託者は、発注者の指示により売買物件の引渡しを受けるものとする。

（再委託の制限）

第8条 受託者は、この契約による業務を第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部について、やむを得ず第三者に委託する必要があるかつ、あらかじめ書面によって発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。

い。

(危険負担)

第9条 受託者は、この契約締結の時から売買物件の引渡しまでにおいて当該物件が受注者の責めに帰することができない事由により滅失、又は損傷した場合は、受注者に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 受託者は、本物件を現状有姿で買い受けるものであり、この契約の締結後においては引き渡された物件の種類、品質、数量に関し、契約が不適合であることを理由として契約金額の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができないものとする。

(契約の解除)

第11条 受注者は、受託者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除され損失を受けても、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用についても同様とする。

(原状回復)

第12条 受託者は、前条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者の指定する期日までに売買物件を現状に回復して発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(売買代金の返還)

第13条 発注者は、第11条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、既に売買代金を収納しているときは、これを受託者に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないため発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(契約の費用)

第15条 売買物件の名義変更手続に係る費用、名義変更により生ずる費用、売買物件の運搬に係る費用、その他この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、受注者の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約から生ずる一切の法律上の争訟については、売買物件の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4  
発注者 七戸町  
七戸町長 小 又 勉

青森県上北郡七戸町字森ヶ沢284番地6  
受託者 小又 石次

不用品売却処分（ゴーカート一式）仕様書

1 不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。）

No. 1 緑色ゴーカート 8
① リサイクル料金 なし
② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村
③ 物件の概要
ア 車体番号 009H0-W3B D5-356、購入年月日 不明
イ 自走可。部品取り可。

No. 2 緑色ゴーカート 5
① リサイクル料金 なし
② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村
③ 物件の概要
ア 車体番号 不明、購入年月日 不明
イ 自走可。部品取り可。

No. 3 緑色ゴーカート 2
① リサイクル料金 なし
② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村
③ 物件の概要
ア 車体番号 不明、購入年月日 不明
イ 自走可。部品取り可。

No. 4 青色ゴーカート 3
① リサイクル料金 なし
② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村
③ 物件の概要
ア 車体番号 不明、購入年月日 不明
イ 自走可。部品取り可。

No. 5 黄色ゴーカート 7

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 009H0-W3Y CD-643、購入年月日 不明

イ 自走可。部品取り可。

No. 6 赤色ゴーカート 9

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 009H0-W3R CD-635、購入年月日 不明

イ 自走可。部品取り可。

No. 7 赤色ゴーカート 10

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 081H0-T3R D7-289、購入年月日 不明

イ 自走可。部品取り可。

No. 8 青色ゴーカート 6

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 9 赤色ゴーカート 1

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 10 赤色ゴーカート4

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 11 赤色ゴーカート11

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 081H0-T3R D2-290、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 12 赤色バッテリーカー (バイク型)

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 13 金色バッテリーカー (バイク型)

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 14 紫色バッテリーカー (バイク型)

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 15 金色バッテリーカー（車型）

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 16 赤色バッテリーカー（車型）

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 17 青色バッテリーカー（車型）

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 18 銀色バッテリーカー4（車型）

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 19 銀色バッテリーカー7（車型）

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 20 バッテリーカー（パンダ型）

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 21 バッテリーカー（ライオン型）

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。

No. 22 バッテリーカー（鳥型）

① リサイクル料金 なし

② 保管場所 上北郡七戸町字左組地内 東八甲田家族旅行村

③ 物件の概要

ア 車体番号 不明、購入年月日 不明

イ 自走不可。部品取り可。



## 2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続き

落札者は、次の事項および手続きの順序を遵守すること。手続きにあたっては、担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

- (1) 契約締結後、担当課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。
- (2) 落札者は、物件の取扱いについて担当課へ確認し、物件の搬出および各手続きの日程等について申し合わせること。
- (3) 搬出期限については、令和6年7月31日（水）までとする。
- (4) 落札者は、期限までに物件および付属品等を搬出すること。また、搬出にあたっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、物件は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、七戸町は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (5) 落札者は、物件を受け取った後、担当課へ受領書を提出すること。
- (6) No. 1～No. 22の物件については、七戸町の物件と認識される恐れがある場合には、それを完全に抹消（消去）し、前所有者を特定できないようにすること。なお、完全に抹消（消去）したことがわかる写真等を担当課へ提出すること。

## 3 問合せ先

上北郡七戸町字荒熊内67-997 道の駅しちのへ道路・観光情報館  
七戸町商工観光課

電話 0176-62-2137